

西崎運動公園有効活用調査委託公募型プロポーザル実施要項

1 委託業務の目的

本市は宿泊施設・陸上競技場・野球場・多目的広場・体育館等の機能運動がコンパクトに集約された西崎運動公園の機能充実に努め、アマチュアスポーツのメッカとして誘客に向けた諸事業を推進してきた。

本業務は、アマチュアリズムを理念として発祥したオリンピックが2020年東京で開催されることを追い風に、スポーツに関する訪日外国人や同団体、国内のオリンピック候補選手等の合宿などを含めた誘客も視野に、平成28年度西崎運動公園指定管理公募の条件整備と施設利用促進に向けた調査を行う。併せて、外部委員による報告内容を踏まえ、指定管理の仕様書を作成することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 西崎運動公園有効活用調査委託
- (2) 別紙「西崎運動公園有効活用調査委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 契約締結日から平成27年3月20日
- (4) 業務委託料 6,124,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものでなく、上限額とする。

3 参加資格要件

本事業に参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき市の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 平成25・26年度糸満市測量及びコンサルタント等入札参加資格者名簿に登録していること。
- (3) プロポーザルの公告日から契約締結日までの間に糸満市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社再生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものでないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。

4 選定スケジュール

- (1) 公募及び糸満市HP掲載開始 平成26年10月27日（月）
- (2) 参加申込書の提出締切り 平成26年10月31日（金）

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (3) 質問書の提出締切り | 平成 26 年 11 月 5 日 (水) 午前中必着 |
| (4) 質問書の回答掲載日 | 平成 26 年 11 月 7 日 (金) |
| (5) 企画提案書等の提出締切り | 平成 26 年 11 月 11 日 (火) 必着 |
| (6) プレゼンテーション | 平成 26 年 11 月 13 日 (木) |
| (7) 審査結果の通知 | 平成 26 年 11 月 14 日 (金) |

5 実施要項等の配布

- (1) 糸満市役所 4 階政策推進課で実施要項等を配布する。
- (2) 市ホームページに、平成 26 年 10 月 27 (月) から平成 26 年 11 月 10 日 (月) まで実施要項等を掲載する。

6 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書兼誓約書・・・(様式 1)
事業者の概要・・・(様式 2)
業務実績・・・(様式 3)
- (2) 提出期限 平成 26 年 10 月 31 日 (金) 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、提出期限内に必着すること)
- (4) 提出場所 糸満市企画開発部政策推進課 (4 階)
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

7 質問受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、参加申込書を提出した者に限り、次のとおり受け付ける (質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない)。

- (1) 質問受付
 - 提出書類 質問書・・・(様式 4)
 - 提出期限 平成 26 年 11 月 5 日 (水) 午前中必着
 - 提出方法 電子メール
ito-keiei@city.itoman.okinawa.jp (糸満市政策推進課経営管理係)
電子メールで提出した際、必ず電話にて提出した旨を確認すること。
- (2) 質問に対する回答
 - 回答期限 平成 26 年 11 月 7 日 (金)
 - 回答方法 質問に対する回答は、糸満市ホームページへの掲載により行う。
掲載 URL <http://www.city.itoman.lg.jp/>

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ・企画提案書・・・(様式 5)
 - ・業務工程計画・・・(様式 6)

- ・業務実施体制・・・・・・・・・・(様式7)
- ・業務参考見積書・・・・・・・・・・(様式8)

(2) 作成要領

提案は、基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。

要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅れた提出資料は、これらを一切受け付けない。

提出された書類は原則返却しない。また、提出後の追加及び修正は認めない。

(3) 提出部数 8部(正本1部、副本7部(複写可))

- ・原本はファイル綴じにせず、クリップ等でとめること。
- ・副本は1部ごとに、A4版縦型ファイル等で綴ること。

(4) 提出期限 平成26年11月11日(火)必着

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること)

(6) 提出場所 糸満市企画開発部政策推進課(4階)

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査委員会による審査において、本要項に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、審査基準に基づき審査(プレゼンテーション、質疑応答)を行い、参考見積価格を勘案したうえ、総合的に委託候補者と次点者を選定する。

審査委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

審査委員会により選定した委託候補者が辞退した場合、又は、市との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

(2) プレゼンテーションの実施方法

日時、場所等は、企画提案者に対しFAX又は電子メールにて通知する。

プレゼンテーションの順番は、参加申込書兼誓約書(様式1)の受付順とする。

企画提案者につき、プレゼンテーション時間を30分(説明は15分以内、質疑応答は15分以内)とし、個別に行う。

出席者は、総括責任者を含め最大3名とする。

(3) 審査基準

審査委員会において、以下の審査基準及び評価の視点等に基づきプレゼンテーションの内容を審査する。

・審査基準(100点満点)

業務実績(20点)・・・様式2~3

評価の視点

ア 事業者の概要

イ 業務実績等

企画提案内容（60点）・・・様式5～6

評価の視点

- ア 業務内容及び地域性の理解度
- イ 実施方針の的確性、実現性
- ウ 企画提案内容の独創性と実現性
- エ 業務工程計画

実施体制（20点）・・・様式7～8

評価の視点

- ア 実施体制の的確性
- イ 調査方法及び会議運営

（4）審査結果

審査結果の通知については、担当課は委託候補者を決定した後、各企画提案者に対して速やかに文書で通知する。

10 参加の辞退

参加申込書兼誓約書（様式1）を提出した者が、参加を途中で取り止める場合には、参加辞退届（様式9）を担当課へ持参又は郵送により提出しなければならない。

11 その他

（1）書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。

（2）参加申込書兼誓約書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

（3）プロポーザルの選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。

（4）提出書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、市は委託候補者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（5）本実施要項に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

12 問い合わせ先

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市企画開発部政策推進課（4階）藤田（ふじた）

電話 098-840-8122 FAX 098-840-8157

電子メール：ito-keiei@city.itoman.okinawa.jp

事務取扱期限：土日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで